



農業簿記 V6 プログラムアップデート 解決される不具合 変更点の詳細

2005/03/16

各仕訳入力処理にて、内税の場合の処理方法を一部見直し。

各仕訳入力処理にて、消費税処理方法が内税の場合の計算方法を一部見直しました。

各帳簿入力の処理にて、消費税申告区分は免税なのに仕訳に消費税処理方法と税率が設定される場合がある。

消費税申告区分が免税のデータにて、各帳簿入力処理を表示させている状態で消費税情報設定を選択し、何も変更せずに設定ボタンを選択。その後帳簿で1仕訳を入力し、次の仕訳で課税区分のついた勘定科目を選択すると免税なのに消費税処理方法が外税、税率が3%と表示されていました。

不動産収入管理で前受金の仕訳を作成し次年度更新を行うと、会計期間に関係なく常に1月1日の伝票日付で前受金→賃貸料へ振り替える仕訳が作成される。

不動産収入管理で来年分の入金情報を入力しそれを前受金として仕訳転送を行うと、次年度更新時に前受金から賃貸料へ振り替える仕訳が自動的に作成されます。
この時に新年度データの会計期間を考慮せず、常に1月1日の伝票日付で仕訳が作成されていました。

家事関連費計算表にて、転送される仕訳の貸方の消費税区分が常に「0：不課税」になっていた。

家事関連費計算表にて、仕訳転送で作成される仕訳の貸方の消費税区分が常に「0：不課税」となっていました。

貸方科目については**勘定科目設定で指定されている消費税区分**を仕訳に設定するようになりました。

入力済みの家事関連の科目を使った仕訳が複数の消費税区分を使用している場合、家事関連費計算表の仕訳転送では**勘定科目設定で指定されている消費税区分**で仕訳を作成します。

このような場合は、消費税集計一覧表を参考にして、手入力で仕訳金額や消費税区分の調整を行ってください。

会計期間が1年未満の場合、不動産収入管理の仕訳転送で会計期間外の仕訳が作成されるなどの不具合がある。

会計期間が1年未満の場合に不動産収入管理の処理で以下の不具合がありました。

会計期間外の仕訳が作成される場合があります。

< 例 >

会計期間が H.17/2/1 ~ H.17/12/31 の場合、入金日が H.18/1/1 ~ H.18/1/31 の入金情報があると、仕訳転送で H.18/1/1 ~ H.18/1/31 の仕訳が作成されました。

「前受金の仕訳を作成する」チェックボックスをオンにしても前受金ではなく賃貸料として仕訳が作成される場合があります。

< 例 >

会計期間が H.17/2/1 ~ H.17/12/31 の場合、H18 - 1月分のデータを仕訳転送すると「前受金の仕訳を作成する」チェックボックスの状態に関係なく賃貸料として仕訳が作成されていました。

次年度更新後に不動産収入管理を開くと、昨年入力した入金情報がずれた月に表示されていました。

消費税集計一覧表にて、不課税表示チェックボックスと画面の表示が一致しない場合がある。

消費税集計一覧表にて、ゼロ非表示チェックボックスがオンの状態で、「仕入」タブにて不課税表示チェックボックスを変更したの後に「売上」タブに切り替えると、不課税表示チェックボックス変更前の状態で「売上」タブの内容が表示されていました。

・簡易振替伝票入力にて、カーソルが消えてキーボード操作ができなくなる場合がある。

不動産収入管理で賃借人が1件も登録されていない場合に、簡易振替伝票入力にて売上関係の勘定科目、不動産所得の部門を使って仕訳を入力すると、「物件 / 賃借人」欄でカーソルが消えてしまいキーボード操作ができなくなっていました。

・1:nの振替伝票で1側に消費税がつかない仕訳を出納帳や元帳で表示した場合に相手科目が「諸口」で表示される場合がある。

1:n(またはn:1)の振替伝票で1側の消費税区分が課税対象以外の区分(3 非課税売など)のときに、出納帳や元帳でn側の科目を固定科目にしてこの伝票を表示させると相手科目が諸口で表示される場合があります。

・減価償却資産登録の検索で増加資産全表示を選択すると該当しない資産まで表示される場合がある。

減価償却資産登録及び減価償却資産集計表にて検索で増加資産全表示を選択すると、増加資産と一緒に今会計期間以前に取得した非償却資産も表示されていました。

減価償却資産登録で資産コードを大文字 小文字を変えて登録できない。

資産コードを「a」→「A」に変更して登録しようとするときに「この資産コードは既に使用されています」というエラーメッセージが表示されてコードの変更ができませんでした。

・物件登録にて減価償却資産の登録を行う際に法定残存率と限度残存率の初期値が0%で表示される。

不動産収入管理の物件管理にて、物件の新規登録時に続けて減価償却資産の登録を行うことができますが、この時に法定残存率と限度残存率の初期値が0%で表示されていました。

減価償却資産集計表の検索にて該当しない資産が表示される場合がある。

減価償却資産集計表にて、資産用途が「指定なし」の時に、検索で資産区分の「牛馬」「果樹」以外のチェックボックスをオンにした場合、本年度取得した「牛馬」「果樹」の資産を含んで表示していました。

育成資産管理にて平均欄の移動時価格が誤っている場合がある。

育成資産登録にて、異動した育成資産を新規に登録すると平均欄の移動時価額が誤った金額で表示される場合があります。

青色申告決算書（不動産所得用）の印刷で余分な帳票が出力される場合がある。

青色申告決算書印刷にて、帳票タイプに「A4 よこ帳票（不動産用）」を選択し「減価償却のみ出力」チェックボックスをオンにして印刷を行うと、罫線のみが引かれた余分な帳票が出力される場合があります。

振替伝票入力にて、非課税仕訳を課税仕訳に変更した際に税処理方法が自動表示されない場合がある。

振替伝票入力及び振替伝票事例登録にて、登録済みの仕訳の勘定科目または消費税区分を変更し非課税→課税となったときに消費税情報設定で指定されている消費税処理方法の初期値（外／内／別）が自動表示されませんでした。

新規に伝票を入力する場合は問題ありません。

各帳簿入力処理にて、借方に消費税区分が設定されていると消費税処理方法を変更した際に仕訳の金額が変わる場合がある。

簡易振替伝票入力などの帳簿入力処理にて、借方に消費税区分が設定されている仕訳の消費税処理方法を「税込 / 税計算なし」→「外税」に変更すると消費税分だけ仕訳の金額が増えていました。
また「外税」→「内税」に変更すると消費税分だけ金額が減っていました。

貸方に消費税区分が設定されている場合は問題ありません。

(例) 金額 1万円の仕訳を消費税処理方法を切り替えて
税込 / 税計算なし→外税→内税と変更した場合

< 修正前 >

種苗費 (課税仕入)	¥10,000	現金 (不課税)	¥10,000	税込 / 税計算なし
	↓ ↓ ↓ ↓			
種苗費 (課税仕入)	¥10,000	現金 (不課税)	¥10,500	外税
消費税	¥ 500			
	↓ ↓ ↓ ↓			
種苗費 (課税仕入)	¥10,000	現金 (不課税)	¥10,000	内税
(うち消費税)	¥ 476			

< 修正後 >

種苗費 (課税仕入)	¥10,000	現金 (不課税)	¥10,000	税込 / 税計算なし
	↓ ↓ ↓ ↓			
種苗費 (課税仕入)	¥ 9,524	現金 (不課税)	¥10,000	外税
消費税	¥ 476			
	↓ ↓ ↓ ↓			
種苗費 (課税仕入)	¥10,000	現金 (不課税)	¥10,000	内税
(うち消費税)	¥ 476			

仕訳日記帳の上に勘定科目設定などを開いて変更を行い、再び仕訳日記帳に戻ってきたときにエラーが発生する場合がある。

仕訳日記帳にて仕訳の表示件数が 51 件以上で、その上に勘定科目設定、部門設定などを開いて何かしら変更を行い、再び仕訳日記帳に戻ってきたときに「アプリケーションエラー」が発生したり「仕訳の更新に失敗しました」というエラーメッセージが表示されていました。

元帳にて、貸借に同じ科目が設定されている仕訳を表示すると、借方金額 / 貸方金額が正しくない場合があります。

元帳にて、固定科目に「仮受消費税」または「仮払消費税」を指定し、貸借に同じ科目が設定されていてかつ消費税がある仕訳を表示すると、借方金額 / 貸方金額に正しくない金額が表示されていました。

手形管理の検索にて、「金額」または「銀行」を指定すると必ず読み込みエラーが起きます。

手形管理の検索にて、「金額」または「銀行」を指定すると必ず読み込みエラーが起き、処理を継続することができませんでした。

家事関連費計算表の仕訳転送にて、転送される仕訳の消費税率が3%に設定されている。

家事関連費計算表の仕訳転送で、転送される仕訳の消費税率が3%に設定されてました。

家事関連費計算表で転送される仕訳は課税区分が「0:不課税」、消費税処理方法が「税計算なし」なので消費税はつきません。
この仕訳の課税区分や消費税処理方法を後から変更した場合に税率が3%で計算されます。

同じ日付の伝票が複数あった時、振替伝票の更新をすると伝票の順序が変わってしまう

同じ日付の伝票が複数登録されている場合、振替伝票入力にて伝票を更新すると、更新した伝票がその日の最後に移動していました。

消費税申告書作成にて、原則課税で還付がある場合に地方消費税の還付額の端数計算が四捨五入になっている。

消費税申告書作成にて、申告方法に原則課税を選択しかつ消費税の還付がある場合に、「(19)地方税 還付額」の端数処理が四捨五入になっていました。(本来は切り捨て)

消費税申告書作成にて簡易課税 (OCR 用紙)印刷に誤りがある。

消費税申告書作成の簡易課税 (OCR用紙)印刷にて、『18)地方消費税 差引税額』の十の位と一の位に 0 が印字されていました。
(OCR用紙自体に 0 が印字されているので、重なってしまう)

・中間納付している場合に、税務署から送付された住所等が印刷されている OCR 用紙を使用すると、中間納付税額、及び中間納付譲渡割額が重ね打ちされてしまう

消費税申告書作成にて、税務署から送付されてくる OCR 用紙に中間納付税額、中間納付譲渡割額が印字されていた場合に、常に金額を印刷していたため数字が重なっていました。
これに伴い、OCR 用紙の印刷にて、期間、中間納付税額、中間納付譲渡割額の印刷有無を指定できるようにチェックボックスを追加しました。

・データ作成で作られる勘定科目の課税区分の初期値に誤りがある。

経営形態が個人の場合の営業外費用の科目「522 利子割引料」の課税区分が「0 :不課税」になっていました。
不動産収入の科目「541 賃貸料」～「545 名義書換料等」の課税区分が「0 :不課税」になっていました。

お客様の取引によっては作成される勘定科目の課税区分が取引の実状にそぐわない場合があります。
取引内容に応じて課税区分の設定を行ってください。

一般的に、
・預貯金、貸付金などの利子は非課税
・住宅用建物の貸付けは非課税
・それ以外の建物の貸付けは課税
となっています。

青色申告決算書入力にて「棚卸表から転送」を行ったのち、青色申告決算書を印刷すると文字化けを起こす場合がある。

青色申告決算書入力（農業用）の農産物以外の棚卸高の内訳タブにて「棚卸表から転送」を行なったのち、青色申告決算書（農業用）の2ページ目を印刷すると、「農産物以外の棚卸高の内訳」の品目等が文字化けを起こす場合があります。

棚卸表で入力した品目名が全角6文字以上で全角半角混在で入力されてる場合のみ。

集計金額などに影響はありません。

青色申告決算書のOCR用紙への印刷で出力位置がずれている項目がある。

青色申告決算書（一般用）のOCR用紙印刷にて、2ページ目の「整理番号」が左にずれて出力されていました。

青色申告決算書（不動産用）のOCR用紙印刷にて、3ページ目の「地代家賃の内訳」の「支払先の住所・氏名」の2段目が行と行の間隔が少し離れて出力されていました。

青色申告決算書（不動産用）のA4よこ印刷にて、賃貸料が変更された賃借人の月額欄の印字が正しくなく、

会計期間内に賃貸料が変更された賃借人がいる状態で青色申告決算書（不動産用）をA4よこ帳票に印刷すると、2ページ目にある「不動産所得の収入の内訳」の月額欄が2段書きで出力されていませんでした。

年額および合計金額については問題ありません。

OCR用紙および、不動産収入管理の印刷にある「不動産収入の内訳書」は問題なく2段書きで出力されます。

特定データにて青色申告決算書入力（農業用）でアプリケーションエラーが発生する場合がある。

農業経営簿記 Ver.5 プラスで青色申告決算書入力の棚卸に1,000,000,000 円以上の金額を入力したデータを農業簿記 V6にコンバートし、青色申告決算書入力（農業用）の「農作物以外の棚卸高」タブを選択するとアプリケーションエラーが発生する場合があります。

青色申告決算書入力 (農業用) の「農産物以外の棚卸高の内訳」で棚卸表から転送を行うと誤った金額が取り込まれる場合がある。

青色申告決算書入力 (農業用) の「農産物以外の棚卸高の内訳」にて、整数部 6桁・小数部 2桁の数量を棚卸表から転送したとき、期首棚卸高が棚卸表で登録したものとは違う金額で取り込まれていました。

棚卸表からの転送は、品目、数量、金額はデフォルト値であり、転送後、修正は可能です。

仕訳データ合算にて「データソースの選択」ダイアログが表示される場合がある。

仕訳データ合算にて、指定された合算元フォルダに農業簿記 V6 のデータファイルが存在しない場合、データソースの選択ダイアログが表示されていました。

勘定科目「226 :育成中の果樹牛馬」が有形固定資産として作成される。

経営形態「個人」でデータ作成を行うと、育成資産管理で使用する勘定科目「226 :育成中の果樹牛馬」が有形固定資産に作成されていました。(本来は棚卸資産に作成される科目です)

法人でデータ作成を行った場合も同様に「226 :育成仮勘定」が棚卸資産に作成されるべきなのに有形固定資産に作成されていました。

育成資産管理の「売却(販売)事由」が空欄で表示される場合がある。

育成資産管理にて、登録済みの資産の登録状況を「売却」または「販売」に変更し、売却(販売)事由を「肥育」から変更せずに登録すると、育成資産管理一覧画面の「売却(販売)事由」が空欄で表示されていました。

減価償却一括振替にて、科目の一覧に一部の勘定科目しか表示されない。

育成資産管理の減価償却一括振替にて、振替と同時に振替仕訳も作成する「チェックボックス」をオンにしたとき、科目の一覧に「固定資産」と「繰延資産」の勘定科目しか表示されていませんでした。

・棚卸集計表から仕訳転送を行った際に小数点以下の金額を含んだ仕訳が作成される場合がある。

棚卸表にて、単価 × 数量から自動計算される金額を端数処理していない場合があります。

このため、棚卸集計表から仕訳転送を行った際に小数点以下の金額を含んだ仕訳が作成されることがあります。

・不動産収入管理の印刷に仕訳転送した結果が反映されない場合がある。

不動産収入管理の仕訳転送にて、貸方科目の賃貸料などの科目を変更して仕訳を転送した直後に「不動産所得の内訳」の印刷を行うと、変更した科目で印刷結果が集計されていませんでした。

(変更前の科目を元に印刷処理が行われていました)

・不動産収入管理の仕訳転送で前受金の仕訳を作成すると次年度更新に失敗する場合がある。

不動産収入管理の仕訳転送で前受金の仕訳を作成するとデータ次年度更新時に前受金を賃貸料に振り替える仕訳を作成するのですが、仕訳転送で収入科目に補助科目も含めて指定していた場合、前受金を賃貸料に振り替える仕訳の作成に失敗することがあります。このときエラーメッセージが表示されず、一見正常に終了したように見えていました。

また、前受金を賃貸料に振り替える仕訳を振替伝票形式で作成していましたが、簡易振替伝票形式で作成するように修正しました。

(振替伝票入力では賃借人の指定が行えないため)

・ヘルプの誤字脱字、記載ミスを修正。

ダイレクトメニュー設定 集計 のヘルプにて「適用損益集計表」「摘要損益集計表」など、数点の修正を行いました。

・不動産収入管理の「複数月の家賃を一括納入」を変更するとアプリケーションエラーが発生する場合があります。

不動産収入登録「月変更」ダイアログで、「複数月の家賃を一括納入」チェックボックスをオンからオフに変更するとアプリケーションエラーが発生することがありました。

・収支内訳書（農業所得用）のOCR用紙に科目名称が1行ずれて印刷される。

収支内訳書印刷にて、OCR用紙（農業所得用）に印刷した場合に任意科目（ヨ）～（ン）の科目名称が1行づつ上にずれて（カ）～（レ）に出力されていました。

金額の出力および集計金額には問題ありません。

・仕訳データ受入にて仕訳に共通部門が設定されない場合があります。

受け入れるテキストデータに伝票種別が振替伝票かつ、部門管理有りの勘定科目、部門コード0が指定されると、部門が「指定なし」の仕訳が作成されていました。（本来は共通部門の仕訳が作成される）

伝票種別に「簡易振替伝票」が指定されたテキストデータの受入は問題ありません。

・消費税申告書作成にて、原則課税で確定申告時に中間納付譲渡割額を入力するとそれ以外の欄にも出力される。

消費税申告書作成にて、申告方法「原則課税」、申告区分「確定申告の場合に、調整等」のタブで「中間納付譲渡割額」欄に入力をする、申告書の「修正 既確定税額」欄と「修正 既確定譲渡割額」の欄にも金額が出力されていました。

申告額には影響ありません。

・農業経営簿記 Ver.5 プラスからデータをコンバート場合に、不動産収入管理の金額が正しくない 場合がある。

農業経営簿記 Ver.5 プラスで賃貸料と礼金 (または権利金、更新料、名義書換料のいずれか) の仕訳が入力されていて、同じ賃借人の最初の賃貸料の仕訳よりも礼金の仕訳の伝票日付が早い場合、そのデータをコンバートすると、最初の月の賃貸料と礼金の金額が正しく引き継がれていませんでした。

・不動産収入管理の「不動産収入の内訳」の印刷で出力結果が正しくない 場合がある。

不動産収入の仕訳の部門に共通部門が指定されていて共通部門の配分が設定されていない場合、不動産収入管理の印刷で「不動産収入の内訳」をしていすると、その仕訳の金額が先頭に登録されている部門の所得として印刷されていました。

共通部門の配分」が設定済みの場合は指定された配分率で計算されます。

・来年度までまたがる賃貸料の仕訳転送を行うと、前受金となる仕訳の金額が正しくない 場合がある。

不動産収入管理にて、来年度までまたがる複数月の賃貸料があり、その期間中に賃貸料が変更になる場合、仕訳転送を行うと前受金の仕訳の金額が賃貸料変更前の金額で計算されていました。

・減価償却資産登録にて資産区分を非償却資産に変更した場合の処理に不備がある。

資産区分を「非償却資産」に変更した際に、登録状況が変更前のもののままになっていました。

このため、登録状況が売却・除却の資産の資産区分を非償却資産に変更し、減価償却費仕訳転送を「売却除却損益の仕訳を作成する」をチェックオンで行うと金額が0円の売却・除却の仕訳が作成されていました。

減価償却費仕訳転送にて必要な科目に マークが表示されない場合がある。

登録状況が新規取得の減価償却資産のみが登録されてる場合、減価償却費仕訳転送にて間接法を指定すると償却累計額科目設定ページで設定が必要な勘定科目に マークが表示されない場合があります。

特定手順で減価償却資産登録・減価償却費仕訳転送を行うと仕訳が作成されない資産がある。

特定手順で減価償却資産登録と減価償却費仕訳転送を繰り返すと仕訳が作成されない場合があります。
下記はその一例です。

同一資産区分で以下のコードと勘定科目の資産を登録する。

資産 1 コード10 勘定科目 :建物
資産 2 コード20 勘定科目 :構築物
資産 3 コード30 勘定科目 :建物

減価償却費仕訳転送を行う

減価償却資産をもう1件登録する。

資産 4 コード1 勘定科目 :建物

再度減価償却費仕訳転送を行う

→資産 4の仕訳が作成されない

登録した資産の勘定科目とコードの組み合わせで起きる現象です。
資産の登録→仕訳転送→資産の登録→仕訳転送と処理した際に必ず起きるものではありません。

・非償却資産の仕訳転送で不正な仕訳が作成される場合がある。

減価償却資産登録にて資産区分に「非償却資産」を指定すると勘定科目が「指定なし」でも仕訳の登録ができますが、この状態のまま減価償却費仕訳転送で「新規取得資産の仕訳を作成する」を行なうと、借方の勘定科目が未設定の仕訳が作成されていました。

また、非償却資産を登録する際に既に登録済みのコードが指定されていると「減価償却資産ファイルの追加に失敗しました。ディスクの容量が不足しているか、またはディスクへの書き込みを失敗しました」という不適切なエラーメッセージが表示されていました。

重複したコードで登録ができないだけです。容量不足や書き込みの失敗が起きているわけではありません。

・減価償却資産集計表にて印刷結果が正しくない場合がある。

減価償却資産登録から減価償却資産集計表を起動し、起動直後の検索条件が「資産区分順全表示」の場合、印刷を実行すると合計行の値が正しくありませんでした。

資産用途が「指定なし以外」で検索条件が「資産区分順全表示」の場合、印刷を行うと合計行の後にも資産が出力される場合があります。

建物から果樹までの12個の全ての資産区分を使って減価償却資産が登録されている場合、資産用途に「指定なし以外」、検索条件に「資産区分順全表示」を指定して印刷を行うとアプリケーションエラーが発生する場合があります。

・収支内訳書入力（農業用）の事業専従者タブにて、「□.専従者控除額」が正しく計算されない。

果樹・牛馬等を育成されている方で収支内訳書（農業用）の「ウ.経費」から差し引く「果樹牛馬等の育成費用」に金額が計上されたとき、専従者控除前の所得金額が正しく計算されていないために一人当りの専従者控除額が正しく求められていませんでした。

（イとロを比べ、ロの方が少ない場合に初期値として表示される専従者控除額が正しくありませんでした）

計算値は初期値として表示されますが、手入力にて変更できます。

・比率表を用いて育成費用を計算する育成資産にて、1頭当たりの育成費用が少なく計算される場合がある。

比率表を用いて育成費用を計算する場合、1年間の育成費用（例えば肥料費、飼料費）の合計金額を「育成中の育成資産の頭数」と「減価償却資産登録にて育成資産種別が対応付けされている頭数」の合計数から1頭当たりの育成費用を計算します。

年度中に育成資産から減価償却資産に振り替えた資産があったときは、本来「減価償却資産登録にて育成資産種別が対応付けされている頭数」として計算するが正しいのですが、「育成中の育成資産の頭数」と「減価償却資産登録にて育成資産種別が対応付けされている頭数」の両方に頭数として計算していたために対象となる育成資産の頭数が多くなり、1頭当たりの育成費用が少なく計算されていました。

計算される育成費用はあくまでも比率表から計算できる初期値です。
金額の差については育成費調整額にて手入力を行なってください。

・育成資産登録修正ダイアログにて計算育成費が正しく表示されない場合がある。

資産種別に対して1件目の育成資産を登録した直後に育成資産登録修正ダイアログで登録した資産の情報を確認すると計算育成費が0円で表示されていました。

・育成資産の登録状況を変更した際に、変更前の情報が残っている項目がある。

- 登録状況を「売却」から「現存」に変更したときに、**売却金額**が設定されたままになっていました。
- 登録状況を「振替」から「現存」に変更したときに、**異動年月日**が設定されたままになっていました。

・不動産収入管理にて複数月指定を行った際に、指定可能な月なのにエラーが表示されて複数月指定ができない場合がある。

会計期間が 11 月または 12 月から始まる場合に、不動産収入登録で複数月指定を行うと、会計期間の 4ヶ月目以降の月を指定した際にエラーメッセージが表示されていました。

(本来は翌期の 4ヶ月目以降の月を指定するとエラーになります)

複数月指定を行わない場合は会計期間の 4ヶ月目以降の月も入金情報を問題なく入力できます。

・不動産収入管理にて会計期間が 1/1 ~ 12/31 以外の場合に、指定された開始月以外から賃貸料月額 2が適用される場合がある。

会計期間が 1/1 ~ 12/31 以外で、かつ、賃借人管理の「賃貸料月額 2」が設定されている場合に、指定された開始月以外の月から賃貸料月額 2の金額が不動産収入登録ダイアログの初期値として表示されることがありました。

・不動産収入仕訳転送にて補助科目ドロップダウンリストに「指定なし」が表示される。

不動産収入仕訳転送ダイアログにて、収入科目や賃貸料などの勘定科目を「補助科目を持つ勘定科目」に変更すると、補助科目ドロップダウンリストの先頭に「指定なし」が表示されてしまいました。

ここで「指定なし」のまま仕訳転送を行なうと、補助科目が設定されていない仕訳が作成されてしまいます。

・ダイアログ終了時に農業簿記 V6 のウィンドウがアクティブにならない場合がある。

基本情報設定・消費税情報設定・利用者設定において、ファンクションキーの F8を押下してダイアログを閉じた場合、農業簿記 V6のウィンドウがアクティブになっていませんでした。

このため、一度マウスで農業簿記 V6 のウィンドウをクリックしないとキーボードで操作を行うことができませんでした。

・共通部門の配分」を行っていない場合に表示されるエラーメッセージの内容に誤りがある。

仕訳で「共通部門」を使用し、「共通部門の配分」を行わないまま青色申告決算書印刷などを実行すると「共通部門の配分率が設定されていない科目があります。部門別集計の共通部門配分を開き～」というエラーメッセージが表示されます。
メッセージ内の「部門別集計の共通部門配分」は正しくは「初期の共通部門の配分」となります。

青色申告決算書 / 収支内訳書の「不動産所得の収入の内訳」に消費税込みの金額が計上される。

消費税情報設定にて申告区分に免税以外を選択し、不動産収入に関する仕訳を**外税・内税で入力している場合**、青色申告決算書（または収支内訳書）の「不動産所得の収入の内訳」に計上される金額が**消費税込み**の金額になっていました。

仕訳を外税・内税で入力している場合、青色申告決算書 / 収支内訳書の損益計算書の金額は税抜き金額で計上されます。

消費税の申告区分に免税を選択している、または免税以外を選択していても仕訳を別途入力・税計算なし / 税込で入力している場合は問題ありません。

課税事業者の方への注意

不動産収入管理の仕訳転送で「課税売上として仕訳を作成する」チェックボックスをオンにして転送を行うと、貸方科目の消費税区分に「11 課税売上」が設定されますが、消費税処理方法は「税計算なし / 税込」、仕訳の金額は各月の入金額がそのまま設定されます。

このため、仕訳の消費税処理方法を外税・内税で入力されている方で、不動産収入管理の入金額を消費税抜きの金額で入力されている場合は仕訳転送後に転送された仕訳の金額と消費税処理方法を変更する必要があります。（賃貸料の本体金額のみの仕訳が作成されるため）入金額を消費税込みで入力されている場合は、転送後に帳簿にて仕訳の消費税処理方法をのみ変更することになります。